

7 国際交流

進捗状況報告

(1) 1. 海外協定校との間では毎年一定の者が交換留学制度を利用しており、異文化相互理解に相当程度の役割を果たしていると思われる。2. 教員交流に関しては、毎年多様な地域から客員研究員として、または短期の研究を目的として、一定の人数が法学部を訪れており、また法学部からも毎年、長期留学生として数名が各国に派遣され、また短期の派遣または出張として、毎年数名が中国の吉林大学等の海外機関での交流、国際学会での報告等のために出向いている。教員の国際交流は一定の水準にあると思われるが、質量ともにさらなる活性化が望まれる。

(2) 教員交流の記録は保存されているが、事後的な関係の継続化については未だ十分な取り組みがなされていないと思われる。コミュニケーションの継続強化のために、いかなるシステムを構築すべきか、引き続き検討する必要がある。

(3) 認証評価においては、外国人留学生の受入数が増加傾向にあると指摘されたが、2004年度以降その数は2名～8名（アジア諸国からの留学生が中心である）とばらつきがあり、多い年でも留学生数は学部定員の0.1%程度である。「アジア地域への貢献」を重点目標に掲げているが、この目標を達成するための体制が不十分であるといわざるをえない。

学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

法学部が受け入れた交換留学生数は、2004年度と2005年度が2名、2006年度が9名であった。2006年度は前年までに比べて大幅に増加しており、今後も堅調な受け入れが期待できると思われる。

学内第三者評価

交換学生や外国人留学生の受け入れは、少数ではあるが、毎年一定数が確保されており、評価できる。また、日本人学生も、人数は少ないが、交換学生制度や英語中期留学制度を活用している。外国人留学生の受け入れについては人数が記されているが、交換学生の受け入れ・派遣の人数なども2005, 2006年度の人数を示す必要がある。「アジア地域への貢献」を重点目標と掲げているので、受け入れ・派遣とも量的・質的な拡大を目指すことが望まれる。

教員に関しても、毎年数名の客員教員の受け入れを行っており、教員の海外派遣も、海外出張を含めると一定数を確保しているが、進捗状況にもあるように、継続性など質を高めるための取り組みが期待される。

なお、特別委員からは以下の意見があった。

- 自己評価しているように、教員の国際交流について質量ともにさらなる活性化が望まれる。
- 継続的な関係のための教員交流のデータベース化について早急な取り組みが望まれる。
- 国際法関係者を除き、学問の性格のためか、現状は外国との交流が少ないと判断できる。しかし、今後、物や人の移動の活発化によりあらゆる法学分野での国際的需要は飛躍的に増加すると考えられるため、長期を含め活発な国際交流が望まれる。
- 留学生受け入れのための体制改善が期待される。